

社会福祉法人やまゆり福社会就職・継続勤務祝金支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人やまゆり福社会（以下「当法人」という。）が抱える人材不足の解消と優秀な人材の確保に向け、当法人へ就職し、継続して勤務した者に対し、就職・継続勤務祝金（以下「祝金」という。）を支給し、当法人の求人の際の魅力ある施策の一つとするとともに、雇用の確保及び福利厚生の実を充実を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 当法人へ常用職員として就職した者で、以下の者を除く。

- （1）当法人への就職経験があり、再就職した者
- （2）祝金を支給しない正当な理由がある者と理事長が認めた場合

（支給要件）

第3条 祝金の支給は、当法人に常用職員として就職し、3年以上勤務を要件とする。ただし、有期契約職員からの任用替えて、常用職員として1年以上勤務し、通算して3年以上の者を含む。

（祝金の額）

第4条 当法人への就職・継続勤務にあたり、祝金3万円を支給する。

（祝金の支給）

第5条 祝金は、新規採用され、3年以上継続勤務した後に支給するものとする。

（支給の取消等）

第6条 本要綱に基づく祝金の支給を受けた者が、偽り又は不正な手段により祝金の支給を受けたときは、理事長は、祝金の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができる。

2 支給の取消に伴う手続きに関する必要な事項は、理事長が別に定める。

（委任）

第7条 この要綱に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

なお、社会福祉法人やまゆり福祉会就職準備金支給要綱により、就職準備金の支給を受けた者は、対象外とする。